

令和5 年度各種助成金等
要綱及び申請書様式等（前編）

（公社）沖縄県トラック協会

No.	助成事業	ページ
1	適性診断助成金	1
2	各種講習費等助成金	2 ～4
3	運転記録証明書取得助成金	5 ～1 0
4	ドライバー等安全教育訓練促進助成金	1 1 ～2 6
5	睡眠時無呼吸症候群（S A S ）スクリーニング検査費助成金	2 7 ～3 4
6	アルコール検知器導入助成金	3 5 ～3 8
7	定期健康診断受診費助成金	3 9 ～4 3
8	突然死等予防対策検査費助成金	4 4 ～4 6
9	ドライブレコーダ機器等導入促進助成金	4 7 ～5 1
10	安全装置等導入促進助成金	5 2 ～5 7

適性診断助成金交付要綱

平成 25 年 5 月 30 日制定
平成 28 年 4 月 27 日一部改正
平成 30 年 4 月 25 日一部改正
令和元年 9 月 18 日一部改正
令和 4 年 4 月 27 日一部改正
公益社団法人 沖縄県トラック協会

(目的)

第 1 条 この要綱は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に所属し、雇用される乗務員の適性診断の受診率向上を図り事故防止に資することを目的とする。

(適性診断の種類及び助成金額)

第 2 条 公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）が承認する機関が行う次の診断を対象とし、沖ト協に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）と所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）を区分し、各診断の助成金額は次の通りとする。

- | | | | |
|------------------|---------|--------|------|
| (1) 一般診断・・・会員事業者 | 2, 400円 | 非会員事業者 | 480円 |
| (2) 初任診断・・・会員事業者 | 4, 800円 | 非会員事業者 | 960円 |
| (3) 適齢診断・・・会員事業者 | 4, 800円 | 非会員事業者 | 960円 |

※沖ト協が承認する機関とは国土交通大臣が認定する独立行政法人自動車事故対策機構及びヤマト・スタッフ・サプライ株式会社とする。

(助成対象)

第 3 条 運送事業者において選任されている運転者を対象とし、前条のどの診断を受診しても対象とする。

(予算額)

第 4 条 当該年度における適性診断助成予算の範囲内とする。

(受診から助成交付)

第 5 条 運送事業者は第 2 条に掲げる各種適性診断を受診するところに予約を行い、指定された日程に受診することとする。

- 2 助成交付について、会員事業者は、沖ト協と事故対が別に定めた協定書に基づき、事故対から沖ト協へ報告（請求）のあった件数（診断料）を沖ト協が事故対へ直接支払うことで助成金の交付とし、非会員事業者は、第 6 条の期日までに、様式 1 「適性診断助成金実績報告書（兼）請求書」と、受診したことが確認できる書面（領収証等）の写しを沖ト協に提出後、その報告を沖ト協が条件に適合すると認めたとき、助成金が交付される。

(実施期間)

第 6 条 当該年度 4 月 1 日より 1 月末日までとする。ただし、1 月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

各種講習費等助成金交付要綱

平成 25 年 5 月 30 日制定
令和 2 年 4 月 28 日一部改正
公益社団法人 沖縄県トラック協会

(目的)

第 1 条 この要綱は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に対して、公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）が指定する各種講習を受講した際の受講費等を助成し、運送事業者の輸送の安全等の指向上と、交通事故防止に資することを目的とする。

(指定する講習の種類及び対象者)

第 2 条 助成の対象となる講習等及び対象者は次に掲げるものとする。

(1) 運行管理者一般講習

独立行政法人自動車事故対策機構等（以下「事故対等」という。）が行う運行管理者一般講習を、運送事業者を選任された運行管理者が受講した場合。

(2) 安全マネジメント講習

事故対が行う安全マネジメントに係る講習会(国土交通省認定セミナー)を運送事業者に所属している者が受講した場合。

(3) 運行管理者試験対策用 e ラーニング

運行管理者試験を受験する目的等により、当協会が承認したインターネットを利用した e ラーニングを運送事業者の従業員等が利用した場合

(助成金額)

第 3 条 前条の各講習等を受講等した場合、沖ト協に所属する事業者（以下「会員事業者」という。）と所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）を区分し、1 人あたりに対する助成金額は別紙 1 の通りとする。

(予算額)

第 4 条 当該年度における各種助成予算の範囲内とする。

(受講から助成交付)

第 5 条 運送事業者は第 2 条に掲げる各種講習等を受講等するところに予約等を行い、指定された日程に受講等することとする。

2 第 2 条の助成交付については様式 1「各種講習費等助成金実績報告書(兼)請求書」(以下「請求書」という。)により、受講等したことが確認できる書面(領収証等)の写し(以下「領収証等」という。)を沖ト協に提出後、その報告が条件に適合すると認めたとき、助成金を交付するものとする。

(実施期間)

第 6 条 当該年度 4 月 1 日より 1 月末日までとする。ただし、1 月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

附則 本要綱は平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

附則 本要綱は令和 2 年 4 月 1 日より適用する。

各種講習費助成額

(1) 運行管理者一般講習

沖ト協 会員事業者	沖ト協 非会員事業者
3, 200円	640円

(2) 安全マネジメント関係講習会

講習名	沖ト協 会員事業者	沖ト協 非会員事業者
ガイドライン	5, 200円	1, 040円
リスク管理 (基礎)	5, 200円	1, 040円
内部監査 (基礎)	5, 200円	1, 040円

(3) 運行管理者試験対策用 e ラーニング

沖ト協 会員事業者	沖ト協 非会員事業者
2, 000円	400円

※現在、当協会が承認したものは、(株)ノイマンのK o j i r o (コジロー) です。

各種講習費等助成金実績報告書（兼）請求書

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

申請者
 住所
 名称又は事業所名
 代表者名 ⑨
 電話番号
 担当者名

各種講習費等助成金交付要綱第5条に基づき、各種講習費等助成金の交付について、下記の通り請求します。

請求額 _____ 円

1. 内訳

■ 各種講習受講者数 _____ 名

受講日	受講者名	講習の種類
令和 年 月 日		①運管一般 ②eラーニング ③安マネ(ガイドライン・支援ツール・内部監査)
令和 年 月 日		①運管一般 ②eラーニング ③安マネ(ガイドライン・支援ツール・内部監査)
令和 年 月 日		①運管一般 ②eラーニング ③安マネ(ガイドライン・支援ツール・内部監査)
令和 年 月 日		①運管一般 ②eラーニング ③安マネ(ガイドライン・支援ツール・内部監査)
令和 年 月 日		①運管一般 ②eラーニング ③安マネ(ガイドライン・支援ツール・内部監査)

※①から③の講習の種類を○で囲んで下さい。③については、カッコ内のいずれかを○で囲む。

2. 添付資料

■ 支払ったことが証明できる書面。(領収書の写等)

※運行管理者一般講習については、運行管理者選任届出書(写)を添付すること。

3. 振込先銀行口座

銀行名	
支店名	
預金	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
口座名義	フリガナ

(注) 沖ト協に提出してください。

運転記録証明書取得助成金交付要綱

平成 25 年 5 月 30 日制定
(省略)

平成 28 年 4 月 27 日一部改正
平成 30 年 4 月 25 日一部改正
令和元年 9 月 18 日一部改正
公益社団法人 沖縄県トラック協会

(目的)

第 1 条 この要綱は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に所属し、雇用される乗務員としての自覚を促し、事業者内における運転者の適切な配置、運転者教育等安全運行管理の一端として活用し、交通事故や交通違反を減少させ、企業の安定経営に寄与することを目的とする。

(運転記録証明書の種類及び助成金額)

第 2 条 自動車安全運転センターが発行する次の証明書を対象とし、公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）と所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）を区分し、運転記録証明書の助成金額は次の通りとする。

運転記録証明書・・・会員事業者 670円 非会員事業者 134円

(助成対象)

第 3 条 運送事業者において選任されている運転者を対象とし、前条の証明書を取得した場合、運転者 1 人につき第 6 条の実施期間内 1 回を限度とする。

2 助成制限人数は、会員事業者の登録台数（自走車）の 1.2 倍の運転者数までとし、非会員事業者は、登録台数（自走車）の 0.24 倍の運転者数までとする。また、それぞれ端数が出た場合は切り上げて良いものとする。

(予算額)

第 4 条 当該年度における運転記録取得助成予算の範囲内とする。

(取得から助成方法)

第 5 条 運送事業者は第 2 条に掲げる運転記録証明書を取得した場合、第 6 条の期日内に、様式 1 「運転記録証明書取得助成金実績報告書(兼)請求書」（以下「請求書」という。）、取得したことが確認できる書類（領収証等）の写しを沖ト協に提出しなければならない。

(実施期間)

第 6 条 当該年度 4 月 1 日より 1 月末日までとする。ただし、1 月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(助成金交付)

第 7 条 沖ト協は第 5 条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告書を審査し、条件に適合すると認めるときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

(その他必要な事項)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別に定める。

附則 本要綱は平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

附則 本要綱は平成 28 年 4 月 1 日より適用する。

附則 本要綱は平成 30 年 4 月 1 日より適用する。

附則 本要綱は令和元年 10 月 1 日より適用する。

~~無事故・無違反~~

運 転 記 録

証明書交付申請書

(1) 5 年 間

(2) 3 年 間

(3) 1 年 間

※「無事故・無違反」、「運転記録」の別を○印で囲んで下さい。

また、「運転記録」の場合は、「5年間」、「3年間」、「1年間」の別についても同様に表示して下さい。

(表示のない場合は、「5年間」として取り扱わせていただきます。)

※申請手数料1件～670円

自動車安全運転センター

沖 縄 県 事 務 所 長 殿

私は、別紙の者より貴センターが発行する上記証明書の「交付申請」及び「証明書受領」についての委任を受けましたので委任状（申請者一覧）を添えて証明書の交付を申請します。

なお、申請者総数は、 名です。

令和 年 月 日

(別紙委任状記載者代理人)

住 所 (所 在 地) : 〒

法 人 名 (事 業 所 名) :

役 職 ・ 氏 名 等 :

印

連 絡 先 担 当 者 :

連 絡 先 電 話 番 号 :

委任状（申請者一覧）

(代理人)

法人名
(事業所名)

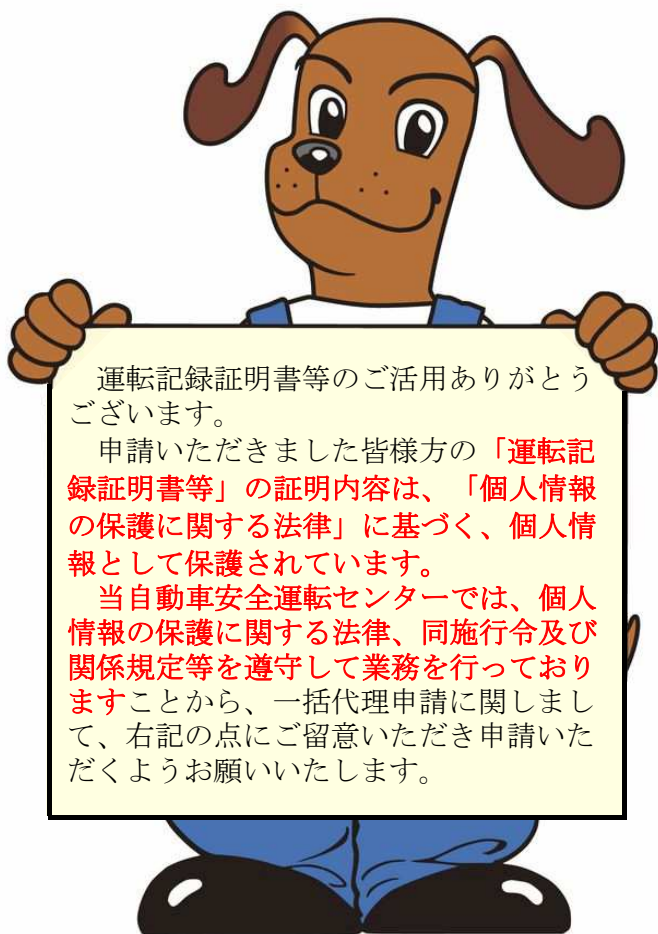
役職・氏名

私は、上記の者を代理人と定め、**運転記録証明書**の交付申請手続き及び証明書の受領にかかる一切の事務を委任しました。

また、自動車安全運転センターが証明書の内容を交通事故防止上の統計分析資料の作成に使用し提供すること、並びに代理人が証明書の内容を確認の上で交通事故防止のための資料として活用することについても同意いたします。

No.	整理番号 (記入しないで下さい)	免許証番号	ふりがな 申請者氏名	印	生年月日	委任年月日
1					大・昭・平 ・	・
2					大・昭・平 ・	・
3					大・昭・平 ・	・
4					大・昭・平 ・	・
5					大・昭・平 ・	・
6					大・昭・平 ・	・
7					大・昭・平 ・	・
8					大・昭・平 ・	・
9					大・昭・平 ・	・
10					大・昭・平 ・	・
11					大・昭・平 ・	・
12					大・昭・平 ・	・
13					大・昭・平 ・	・
14					大・昭・平 ・	・
15					大・昭・平 ・	・

申請に当たっての留意事項



運転記録証明書等のご活用ありがとうございます。

申請いただきました皆様方の「**運転記録証明書等**」の証明内容は、「**個人情報保護に関する法律**」に基づく、**個人情報として保護されています。**

当自動車安全運転センターでは、**個人情報の保護に関する法律、同施行令及び関係規定等を遵守して業務を行っております**ことから、一括代理申請に関しまして、右記の点にご留意いただき申請いただくようお願いいたします。

申請者に対する委任内容の周知

申請者（社員の方々）が代理人に委任した内容（交付申請のみか、受領まで含むのか等。）について、**申請者に確実に周知していただいた上で申請してください。**

委任状申請者欄の記載及び押印

申請者の「**氏名**」、「**免許証番号**」、「**生年月日**」及び「**委任年月日**」欄は、申請者自身が署名・記載するか又は代理人等による記名（ゴム印、OA利用による印字等可）でもかまいません。

押印欄は、申請者から代理人への委任があったことを確認する必要上、必ず、本人による押印をお願いします。

一括申請の中で、押印されていない委任者がある場合は、委任があったと認められませんので、その方の証明書を発行することはできません。

申請時に一緒に提出してください

委任状様式①

委任状（申請者一覧）

(代理人)

法人名 (事業所名) **証明書交付申請書**
記載の代理人

役職・氏名

私は、上記の者を代理人と定め、**運転記録証明書**の交付申請手続き及び証明書の受領にかかる一切の事務を委任しました。
また、自動車安全運転センターが証明書の内容を交通事故防止上の統計分析資料の作成に使用し提供すること、並びに代理人が証明書の内容を確認の上で交通事故防止のための資料として活用することについても同意いたします。

No.	整理番号 (記入がなくても可)	免許証番号	ふりがな 申請者氏名	印	生年月日	委任年月日
1		3 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	あんぜん たろう 安全 太郎		大 平 62 . 5 . 1	29 . 12 . 1
2		4 5 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	こうじまちろ じろう 越町 二郎		大 平 63 . 9 . 12	29 . 12 . 1
3					大 平	
4					大 平	
5					大 平	

申請書様式

無事故・無違反 証明書交付申請書

運転記録

(1) 5 年 間
(2) 3 年 間
(3) 1 年 間

※「無事故・無違反」、「運転記録」の欄を○印で囲んで下さい。
また、「運転記録」の場合は、「5年間」、「3年間」、「1年間」の欄についても同様にご記入して下さい。
【異なる場合は、「5年間」として取り扱っていただきます。】

自動車安全運転センター
○○○事務所長 殿

私は、別紙の書写費センターが発行する上記証明書の「交付申請」及び「証明書受領」についての委任を受けましたので委任状（申請者一覧）を添えて証明書の交付を申請します。
なお、申請者総数は、 2 名です。

令和 年 月 日

(別紙委任状記載者代理人)
住所（所在地）： 平
法人名（事業所名）：**委任状記載の代理人**
役職・氏名等：
印
連絡先担当者：
連絡先電話番号：

○申請者に委任内容を確実に周知してください。

運転記録証明書取得助成金実績報告書（兼）請求書

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

申請者

住所

名称又は事業所名

代表者名

⑩

電話番号

担当者名

運転記録証明書取得助成金交付要綱第5条に基づき、運転記録証明書取得助成金の交付について、下記の通り請求します。

請求額 円

1. 内訳

- ① 申請者数(対象運転者) 名
- ② 車両台数(自走車) 台
- ③ 運転記録証明書種類 1年 ・ 3年 ・ 5年
- ④ 取得年月日 令和 年 月 日

2. 添付資料

- ① 領収書（写）

3. 振込先銀行口座

銀行名	
支店名	
預金	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
口座名義	フリガナ

(注) 沖ト協に提出してください。

記入例

運転記録証明書取得助成金実績報告書（兼）請求書

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

申請者
 住所
 名称又は事業所名
 代表者名 印
 電話番号
 担当者名

運転記録証明書取得助成金交付要綱第5条に基づき、運転記録証明書取得助成金の交付について、下記の通り請求します。

請求額 3,350 円（申請者数×670円）

↑
5名（申請者数）×670円（助成額）=3,350円

1. 内訳

① 申請者数(対象運転者)

5 名

6台（自走車）×1.2倍 = 7.2 → 8名
 （端数切上げ）
 ・申請者数は、運転記録証明書を取得した運転者の
 人数を記入
 ・記入例の場合、年度内8名のみ申請可能

② 車両台数（自走車）

6 台 ←

事業者報告台数

③ 運転記録証明書種類

1年 ・ 3年 ・ 5年

④ 取得年月日

令和 4 年 5 月 10 日

2. 添付資料

① 領収書（写）

3. 振込先銀行口座

銀行名	
支店名	
預金	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
口座名義	フリガナ

(注) 沖ト協に提出してください。

ドライバー等安全教育訓練促進助成制度実施要綱

平成 18 年 3 月 7 日制定

省略

平成 30 年 4 月 25 日一部改正

平成 31 年 4 月 23 日一部改正

公益社団法人沖縄県トラック協会

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）が推奨するトラックドライバー又は安全運転管理者（以下「ドライバー等」という。）に対する安全教育訓練の実施を促進するための助成金（以下「助成金」という。）交付事業について必要な事項を定め、事業を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

(資格要件)

第 2 条 助成対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）であって、第 3 条に定める安全教育訓練施設（以下「研修施設」という。）に自社のドライバー等を派遣し、安全教育訓練を実施する運送事業者とする。

(助成対象研修施設)

第 3 条 助成対象となる研修施設は次に掲げるとおりとする。

(1) 特定研修施設

公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）又は地方トラック協会が設置した総合的な設備を有する安全教育訓練施設

(2) 指定研修施設

前号以外で全ト協が指定する総合的な設備を有する安全教育訓練施設

(助成対象研修)

第 4 条 助成対象となる研修は、安全及び事故防止に関する知識及び運転技能向上等を目的としたドライバー等の安全教育訓練であって、全ト協が指定する「特別研修」及び「一般研修」とする。

(助成額)

第 5 条 助成する人数は 1 事業者 5 名を上限とし、助成金の額は別紙 1 のとおりとする。

(交通費)

第 6 条 助成の対象となる交通費は、研修を受けようとするドライバー等の所属する事業所又は自宅から当該研修施設までの間のバス、鉄道又は航空等の公共交通機関の往復普通運賃で実費とし、別紙 1 のとおりとする。

(研修受講料)

第 7 条 研修受講料には、研修受講料及びテキスト代等の研修費用のほか、研修に付随する、研修施設が定めるもしくは基準とする宿泊費並びに食事代等の費用を含めるものとする。

(助成適否の事前確認)

第 8 条 助成対象事業者は、資格・要件及び人員枠等による助成適用の可否等について、事前に沖ト協の確認を得なければならない。

(施設の予約と申し込み)

第 9 条 前条の確認を得た助成対象事業者は、受講しようとする研修施設にあらかじめ予約をし

たうえて、様式1及び様式1の(1)の「ドライバー等安全教育訓練助成申込書」を沖ト協会長に対して提出しなければならない。(全ト協指定研修の研修申し込みについては、全ト協要綱に準ずる)

(研修受講料の納入)

第10条 対象事業者は、受講開始日の7日前までに、当該研修施設に対して所定の受講料を納入しなければならない。

2 受講開始日の7日前までに所定の受講料を納入しないときは、申し込みを取り下げたものとする。

(報告書及び助成金の請求)

第11条 助成対象事業者は教育訓練実施後7日以内に、様式2及び様式2の(1)の「ドライバー等安全教育訓練実施報告書(兼)請求書」(以下「請求書」という。)を沖ト協会長に提出しなければならない。

2 前項の請求書には、当該研修施設が発行した「修了証」の写し、研修を受けたドライバー等が作成した様式3の例等による「研修参加報告書」、研修受講料及び交通費に係る「領収書」の写しを添付しなければならない。

(助成金の支給)

第12条 前条により請求を受けた沖ト協は、助成対象事業者に対して適切な時期に助成金を支給する。

(取下げ)

第13条 助成対象事業者が第9条に基づく申し込みを取り下げるときは、研修受講開始の7日前までに沖ト協会長に対して、様式5の「ドライバー等安全教育訓練実施申込取下届」を提出しなければならない。

(取下げ又は受講中止等の場合の費用負担)

第14条 助成対象事業者もしくはドライバー等が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、助成対象事業者は研修受講料の一部または全額を負担しなければならない。

(1)研修受講開始日の7日前を経過して申し込みを取り下げたとき

(2)特別な事由無く、申し込みをした研修を受講しないかまたは受講を途中で中止したとき

(3)第11条に基づく所定の書類を添付した報告書の提出をしないとき

(4)研修または手続き等において、本要綱もしくは本事業の趣旨に反した行為、または不適切な行為等があったとき

(その他の注意事項)

第15条 研修期間中は、研修所の講師や職員の指示に従うこと。

2 研修期間中に生じた事故については、研修施設及び沖ト協では一切の責任を負わない。

3 故意または過失により、研修施設に損害を与えた場合は、受講者または事業者が補償するものとする。

ドライバー等安全教育訓練促進助成額（第5条関係）

令和5年4月1日現在

支給者	種別	沖ト協 会員事業者		沖ト協 非会員事業者
		Gマーク認定事業所	Gマーク未認定事業所	
沖ト協	（2泊3日） 特別研修	—	3割 (百円未満切り捨て)	6分 (百円未満切り捨て)
	（1泊2日） 一般研修	—	—	—
	交通費	5割	5割	1割
全ト協	（2泊3日） 特別研修	全額	7割	—
	（1泊2日） 一般研修	10,000円	10,000円	—

※助成する人数は、1事業者5名を上限とする。

(例) 受講料35,220円の場合の割り振り

沖ト協 35,220円 × (3/10) = 10,566円

百円未満切り捨て → 10,500円

全ト協 35,220円 - 10,500円 = 24,720円

令和5年度ドライバー等安全教育訓練促進助成制度 特別研修一覧

研修区分	所在地	研修施設	研修名	研修コード	日 程	研修受講料 ※1	Gマーク事業者 全ト協助成額 (10/10)	全ト協助成額 (7/10)	定員	備考
特定研修施設	愛知県	中部トラック 総合研修センター	ドライバー研修 + 初任コース(3日間)	001	4月11日(火) ~ 4月13日(木)	59,940	59,940	42,040	18	大型トレーラ
				002		59,940	59,940	42,040		大型
				003		56,640	56,640	39,740		中型
				004		56,640	56,640	39,740		準中型
				005	4月25日(火) ~ 4月27日(木)	59,940	59,940	42,040	18	大型トレーラ
				006		59,940	59,940	42,040		大型
				007		56,640	56,640	39,740		中型
				008		56,640	56,640	39,740		準中型
				009	5月9日(火) ~ 5月11日(木)	59,940	59,940	42,040	18	大型トレーラ
				010		59,940	59,940	42,040		大型
				011		56,640	56,640	39,740		中型
				012		56,640	56,640	39,740		準中型
				013	6月27日(火) ~ 6月29日(木)	59,940	59,940	42,040	18	大型トレーラ
				014		59,940	59,940	42,040		大型
				015		56,640	56,640	39,740		中型
				016		56,640	56,640	39,740		準中型
				017	7月10日(月) ~ 7月12日(水)	59,940	59,940	42,040	18	大型トレーラ
				018		59,940	59,940	42,040		大型
				019		56,640	56,640	39,740		中型
				020		56,640	56,640	39,740		準中型
				021	7月25日(火) ~ 7月27日(木)	59,940	59,940	42,040	18	大型トレーラ
				022		59,940	59,940	42,040		大型
				023		56,640	56,640	39,740		中型
				024		56,640	56,640	39,740		準中型
				025	8月8日(火) ~ 8月10日(木)	59,940	59,940	42,040	18	大型トレーラ
				026		59,940	59,940	42,040		大型
				027		56,640	56,640	39,740		中型
				028		56,640	56,640	39,740		準中型
				029	9月5日(火) ~ 9月7日(木)	59,940	59,940	42,040	18	大型トレーラ
				030		59,940	59,940	42,040		大型
				031		56,640	56,640	39,740		中型
				032		56,640	56,640	39,740		準中型
				033	9月26日(火) ~ 9月28日(木)	59,940	59,940	42,040	18	大型トレーラ
				034		59,940	59,940	42,040		大型
				035		56,640	56,640	39,740		中型
				036		56,640	56,640	39,740		準中型
				037	10月24日(火) ~ 10月26日(木)	59,940	59,940	42,040	18	大型トレーラ
				038		59,940	59,940	42,040		大型
				039		56,640	56,640	39,740		中型
				040		56,640	56,640	39,740		準中型
				041	11月14日(火) ~ 11月16日(木)	59,940	59,940	42,040	18	大型トレーラ
				042		59,940	59,940	42,040		大型
				043		56,640	56,640	39,740		中型
				044		56,640	56,640	39,740		準中型
				045	12月5日(火) ~ 12月7日(木)	59,940	59,940	42,040	18	大型トレーラ
				046		59,940	59,940	42,040		大型
				047		56,640	56,640	39,740		中型
				048		56,640	56,640	39,740		準中型
				049	1月9日(火) ~ 1月11日(木)	59,940	59,940	42,040	18	大型トレーラ
				050		59,940	59,940	42,040		大型
				051		56,640	56,640	39,740		中型
				052		56,640	56,640	39,740		準中型
				053	1月23日(火) ~ 1月25日(木)	59,940	59,940	42,040	18	大型トレーラ
				054		59,940	59,940	42,040		大型
				055		56,640	56,640	39,740		中型
				056		56,640	56,640	39,740		準中型
				057	2月13日(火) ~ 2月15日(木)	59,940	59,940	42,040	18	大型トレーラ
				058		59,940	59,940	42,040		大型
				059		56,640	56,640	39,740		中型
				060		56,640	56,640	39,740		準中型
				061	3月5日(火) ~ 3月7日(木)	59,940	59,940	42,040	18	大型トレーラ
				062		59,940	59,940	42,040		大型
				063		56,640	56,640	39,740		中型
				064		56,640	56,640	39,740		準中型

研修区分	所在地	研修施設	研修名	研修コード	日 程	研修受講料 ※1	Gマーク事業者 全ト協助成額 (10/10)	全ト協助成額 (7/10)	定員	備考
特定研修施設	愛知県	中部トラック 総合研修センター	ドライバー研修 + 一般コース(3日間)	065	4月11日(火) ~ 4月13日(木)	50,040	50,040	35,040	18	大型トレーラ
				066		50,040	50,040	35,040		大型
				067		47,840	47,840	33,540		中型
				068		47,840	47,840	33,540		準中型
				069	4月25日(火) ~ 4月27日(木)	50,040	50,040	35,040	18	大型トレーラ
				070		50,040	50,040	35,040		大型
				071		47,840	47,840	33,540		中型
				072		47,840	47,840	33,540		準中型
				073	5月9日(火) ~ 5月11日(木)	50,040	50,040	35,040	18	大型トレーラ
				074		50,040	50,040	35,040		大型
				075		47,840	47,840	33,540		中型
				076		47,840	47,840	33,540		準中型
				077	6月27日(火) ~ 6月29日(木)	50,040	50,040	35,040	18	大型トレーラ
				078		50,040	50,040	35,040		大型
				079		47,840	47,840	33,540		中型
				080		47,840	47,840	33,540		準中型
				081	7月10日(月) ~ 7月12日(水)	50,040	50,040	35,040	18	大型トレーラ
				082		50,040	50,040	35,040		大型
				083		47,840	47,840	33,540		中型
				084		47,840	47,840	33,540		準中型
				085	7月25日(火) ~ 7月27日(木)	50,040	50,040	35,040	18	大型トレーラ
				086		50,040	50,040	35,040		大型
				087		47,840	47,840	33,540		中型
				088		47,840	47,840	33,540		準中型
				089	8月8日(火) ~ 8月10日(木)	50,040	50,040	35,040	18	大型トレーラ
				090		50,040	50,040	35,040		大型
				091		47,840	47,840	33,540		中型
				092		47,840	47,840	33,540		準中型
093	9月5日(火) ~ 9月7日(木)	50,040	50,040	35,040	18	大型トレーラ				
094		50,040	50,040	35,040		大型				
095		47,840	47,840	33,540		中型				
096		47,840	47,840	33,540		準中型				
097	9月26日(火) ~ 9月28日(木)	50,040	50,040	35,040	18	大型トレーラ				
098		50,040	50,040	35,040		大型				
099		47,840	47,840	33,540		中型				
100		47,840	47,840	33,540		準中型				
101	10月24日(火) ~ 10月26日(木)	50,040	50,040	35,040	18	大型トレーラ				
102		50,040	50,040	35,040		大型				
103		47,840	47,840	33,540		中型				
104		47,840	47,840	33,540		準中型				
105	11月14日(火) ~ 11月16日(木)	50,040	50,040	35,040	18	大型トレーラ				
106		50,040	50,040	35,040		大型				
107		47,840	47,840	33,540		中型				
108		47,840	47,840	33,540		準中型				
109	12月5日(火) ~ 12月7日(木)	50,040	50,040	35,040	18	大型トレーラ				
110		50,040	50,040	35,040		大型				
111		47,840	47,840	33,540		中型				
112		47,840	47,840	33,540		準中型				
113	1月9日(火) ~ 1月11日(木)	50,040	50,040	35,040	18	大型トレーラ				
114		50,040	50,040	35,040		大型				
115		47,840	47,840	33,540		中型				
116		47,840	47,840	33,540		準中型				
117	1月23日(火) ~ 1月25日(木)	50,040	50,040	35,040	18	大型トレーラ				
118		50,040	50,040	35,040		大型				
119		47,840	47,840	33,540		中型				
120		47,840	47,840	33,540		準中型				
121	2月13日(火) ~ 2月15日(木)	50,040	50,040	35,040	18	大型トレーラ				
122		50,040	50,040	35,040		大型				
123		47,840	47,840	33,540		中型				
124		47,840	47,840	33,540		準中型				
125	3月5日(火) ~ 3月7日(木)	50,040	50,040	35,040	18	大型トレーラ				
126		50,040	50,040	35,040		大型				
127		47,840	47,840	33,540		中型				
128		47,840	47,840	33,540		準中型				

研修区分	所在地	研修施設	研修名	研修コード	日 程	研修受講料 ※1	Gマーク事業者 全ト協助成額 (10/10)	全ト協助成額 (7/10)	定員	備考
特定 研修施設	愛知県	中部トラック 総合研修センター	添乗指導者養成研修 (3日間)	129	4月11日(火) ~ 4月13日(木)	62,540	62,540	43,840	15	大型トレーラ
				130		62,540	62,540	43,840		大型
				131		52,640	52,640	36,940		中型
				132		52,640	52,640	36,940		準中型
				133	5月9日(火) ~ 5月11日(木)	62,540	62,540	43,840	15	大型トレーラ
				134		62,540	62,540	43,840		大型
				135		52,640	52,640	36,940		中型
				136		52,640	52,640	36,940		準中型
				137	6月27日(火) ~ 6月29日(木)	62,540	62,540	43,840	15	大型トレーラ
				138		62,540	62,540	43,840		大型
				139		52,640	52,640	36,940		中型
				140		52,640	52,640	36,940		準中型
				141	7月25日(火) ~ 7月27日(木)	62,540	62,540	43,840	15	大型トレーラ
				142		62,540	62,540	43,840		大型
				143		52,640	52,640	36,940		中型
				144		52,640	52,640	36,940		準中型
				145	8月8日(火) ~ 8月10日(木)	62,540	62,540	43,840	15	大型トレーラ
				146		62,540	62,540	43,840		大型
				147		52,640	52,640	36,940		中型
				148		52,640	52,640	36,940		準中型
				149	10月24日(火) ~ 10月26日(木)	62,540	62,540	43,840	15	大型トレーラ
				150		62,540	62,540	43,840		大型
				151		52,640	52,640	36,940		中型
				152		52,640	52,640	36,940		準中型
	153	11月14日(火) ~ 11月16日(木)	62,540	62,540	43,840	15	大型トレーラ			
	154		62,540	62,540	43,840		大型			
	155		52,640	52,640	36,940		中型			
	156		52,640	52,640	36,940		準中型			
	157	12月5日(火) ~ 12月7日(木)	62,540	62,540	43,840	15	大型トレーラ			
	158		62,540	62,540	43,840		大型			
159	52,640		52,640	36,940	中型					
160	52,640		52,640	36,940	準中型					
161	1月23日(火) ~ 1月25日(木)	62,540	62,540	43,840	15	大型トレーラ				
162		62,540	62,540	43,840		大型				
163		52,640	52,640	36,940		中型				
164		52,640	52,640	36,940		準中型				
165	3月5日(火) ~ 3月7日(木)	62,540	62,540	43,840	15	大型トレーラ				
166		62,540	62,540	43,840		大型				
167		52,640	52,640	36,940		中型				
168		52,640	52,640	36,940		準中型				
埼玉県	埼玉県トラック 総合教育センター	ドライバー研修(3日間)	201	5月19日(金) ~ 5月21日(日)	50,000	50,000	35,000	15	MT ※5	
			202	6月16日(金) ~ 6月18日(日)	50,000	50,000	35,000	15	MT ※5	
			203	7月14日(金) ~ 7月16日(日)	50,000	50,000	35,000	15	MT ※5	
			204	8月18日(金) ~ 8月20日(日)	50,000	50,000	35,000	15	MT ※5	
			205	9月15日(金) ~ 9月17日(日)	50,000	50,000	35,000	15	MT ※5	
			206	10月20日(金) ~ 10月22日(日)	50,000	50,000	35,000	15	MT ※5	
			207	11月17日(金) ~ 11月19日(日)	50,000	50,000	35,000	15	MT ※5	

研修区分	所在地	研修施設	研修名	研修コード	日 程	研修受講料 ※1	Gマーク事業者 全ト協助成額 (10/10)	全ト協助成額 (7/10)	定員	備考
指定研修施設 ※9	北海道	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 北海道	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	301	5月12日(金) ~ 5月14日(日)	67,200	67,200	47,100	20	西地区※10
				302	7月7日(金) ~ 7月9日(日)	67,200	67,200	47,100	20	西地区※10
				303	10月21日(土) ~ 10月23日(月)	67,200	67,200	47,100	20	東地区※10
			添乗・指導管理者研修 (3日間)	304	9月8日(金) ~ 9月10日(日)	67,200	67,200	47,100	20	西地区※10
				305	11月4日(土) ~ 11月6日(月)	67,200	67,200	47,100	20	東地区※10
	青森県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 弘前	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	306	4月2日(日) ~ 4月4日(火)	71,500	71,500	50,100	30	
				307	5月20日(土) ~ 5月22日(月)	71,500	71,500	50,100	30	
				308	6月3日(土) ~ 6月5日(月)	71,500	71,500	50,100	30	
				309	7月15日(土) ~ 7月17日(月)	71,500	71,500	50,100	30	
				310	1月28日(日) ~ 1月30日(火)	71,500	71,500	50,100	30	
	宮城県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 宮城	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	311	6月17日(土) ~ 6月19日(月)	71,500	71,500	50,100	20	東地区※11
				312	7月8日(土) ~ 7月10日(月)	71,500	71,500	50,100	20	西地区※11
				313	10月21日(土) ~ 10月23日(月)	71,500	71,500	50,100	20	西地区※11
	福島県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 南湖	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	314	5月12日(金) ~ 5月14日(日)	71,500	71,500	50,100	20	
				315	6月9日(金) ~ 6月11日(日)	71,500	71,500	50,100	20	
	茨城県	自動車安全運転 センター安全運転 中央研修所	ドライバー研修 (3日間)	316	5月17日(水) ~ 5月19日(金)	※7 87,840	87,840	61,540	30	大型
				317	5月29日(月) ~ 5月31日(水)	※7 69,340	69,340	48,540	24	準中型※8
				318	6月29日(木) ~ 7月1日(土)	※7 87,840	87,840	61,540	30	大型
				319	8月21日(月) ~ 8月23日(水)	※7 87,840	87,840	61,540	30	大型
				320	9月19日(火) ~ 9月21日(木)	※7 87,840	87,840	61,540	30	中型※8
				321	10月25日(水) ~ 10月27日(金)	※7 87,840	87,840	61,540	30	大型
				322	2月19日(月) ~ 2月21日(水)	※7 87,840	87,840	61,540	30	中型※8
				323	3月5日(火) ~ 3月7日(木)	※7 87,840	87,840	61,540	30	大型
	茨城県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 茨城	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	324	4月29日(土) ~ 5月1日(月)	72,200	72,200	50,600	20	
				325	5月27日(土) ~ 5月29日(月)	72,200	72,200	50,600	20	
				326	6月17日(土) ~ 6月19日(月)	72,200	72,200	50,600	20	
				327	7月15日(土) ~ 7月17日(月)	72,200	72,200	50,600	20	
				328	9月23日(土) ~ 9月25日(月)	72,200	72,200	50,600	20	
				329	10月21日(土) ~ 10月23日(月)	72,200	72,200	50,600	20	
				330	11月25日(土) ~ 11月27日(月)	72,200	72,200	50,600	20	
	栃木県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 栃木	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	331	5月20日(土) ~ 5月22日(月)	72,160	72,160	50,560	20	
				332	11月24日(金) ~ 11月26日(日)	72,160	72,160	50,560	20	
			(運行・安全運転・添乗) 管理者研修(3日間)	333	9月29日(金) ~ 10月1日(日)	72,160	72,160	50,560	20	
				334	12月1日(金) ~ 12月3日(日)	72,160	72,160	50,560	20	
	群馬県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ぐんま	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	335	5月26日(金) ~ 5月28日(日)	72,600	72,600	50,900	20	
				336	6月16日(金) ~ 6月18日(日)	72,600	72,600	50,900	20	
337				7月14日(金) ~ 7月16日(日)	72,600	72,600	50,900	20		
338				10月20日(金) ~ 10月22日(日)	72,600	72,600	50,900	20		
339				11月17日(金) ~ 11月19日(日)	72,600	72,600	50,900	20		
(運行・安全運転・添乗) 管理者研修(3日間)			340	5月19日(金) ~ 5月21日(日)	72,600	72,600	50,900	20		
			341	6月23日(金) ~ 6月25日(日)	72,600	72,600	50,900	20		
			342	7月28日(金) ~ 7月30日(日)	72,600	72,600	50,900	20		
343	10月6日(金) ~ 10月8日(日)	72,600	72,600	50,900	20					
千葉県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 千葉 東洋自動車教習所	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	344	6月19日(月) ~ 6月21日(水)	72,270	72,270	50,670	20		
			345	8月27日(日) ~ 8月29日(火)	72,270	72,270	50,670	20		
			346	10月2日(月) ~ 10月4日(水)	72,270	72,270	50,670	20		
		安全運転管理者研修(3日間)	347	11月6日(月) ~ 11月8日(水)	72,270	72,270	50,670	20		
			348	5月8日(月) ~ 5月10日(水)	72,270	72,270	50,670	20		
			349	9月4日(月) ~ 9月6日(水)	72,270	72,270	50,670	20		
神奈川県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 小田原	一般・初任運転者研修 (3日間)	350	6月11日(日) ~ 6月13日(火)	79,200	79,200	55,500	20		
			351	10月22日(日) ~ 10月24日(火)	79,200	79,200	55,500	20		
		添乗・指導管理者研修 (3日間)	352	5月14日(日) ~ 5月16日(火)	79,200	79,200	55,500	20		
			353	9月10日(日) ~ 9月12日(火)	79,200	79,200	55,500	20		
新潟県	新潟自動車学校	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	354	4月16日(日) ~ 4月18日(火)	72,160	72,160	50,560	20		
			355	5月21日(日) ~ 5月23日(火)	72,160	72,160	50,560	20		
			356	6月18日(日) ~ 6月20日(火)	72,160	72,160	50,560	20		
			357	7月16日(日) ~ 7月18日(火)	72,160	72,160	50,560	20		
			358	10月22日(日) ~ 10月24日(火)	72,160	72,160	50,560	20		
			359	11月19日(日) ~ 11月21日(火)	72,160	72,160	50,560	20		
			360	12月17日(日) ~ 12月19日(火)	72,160	72,160	50,560	20		
			361	1月21日(日) ~ 1月23日(火)	72,160	72,160	50,560	20		

研修区分	所在地	研修施設	研修名	研修コード	日 程	研修受講料 ※1	Gマーク事業者 全ト協助成額 (10/10)	全ト協助成額 (7/10)	定員	備考
指定研修施設 ※9	岐阜県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 大原	貨物ドライバー安全研修 (3日間)	362	4月15日(土) ~ 4月17日(月)	63,800	63,800	44,700	20	準中型～ 大型※12
				363	5月13日(土) ~ 5月15日(月)	63,800	63,800	44,700	20	準中型～ 大型※12
				364	6月10日(土) ~ 6月12日(月)	63,800	63,800	44,700	20	準中型～ 大型※12
				365	7月8日(土) ~ 7月10日(月)	63,800	63,800	44,700	20	準中型～ 大型※12
	滋賀県	クレフィール湖東 交通安全研修所	ドライバー研修 (3日間)	366	6月30日(金) ~ 7月2日(日)	83,820	83,820	58,720	20	
				367	8月12日(金) ~ 8月20日(日)	83,820	83,820	58,720	20	
			安全運転管理者研修 (3日間)	368	1月12日(金) ~ 1月14日(日)	83,820	83,820	58,720	20	
				370	1月18日(木) ~ 1月20日(土)	88,220	88,220	61,820	20	
	兵庫県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ABOSHI	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	371	5月23日(火) ~ 5月25日(木)	72,860	72,860	51,060	20	
	広島県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー テクノ	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	372	5月27日(土) ~ 5月29日(月)	72,500	72,500	50,800	20	準中型～ 大型※13
				373	10月14日(土) ~ 10月16日(月)	72,500	72,500	50,800	20	準中型～ 大型※13
	福岡県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ONGA	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	374	4月8日(土) ~ 4月10日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				375	6月24日(土) ~ 6月26日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				376	8月26日(土) ~ 8月28日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				377	1月13日(土) ~ 1月15日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
			添乗・指導管理者研修 (3日間)	378	5月20日(土) ~ 5月22日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				379	7月22日(土) ~ 7月24日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				380	9月23日(土) ~ 9月25日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
	381	11月25日(土) ~ 11月27日(月)	67,000	67,000	46,900	20				
	382	10月28日(土) ~ 10月30日(月)	67,000	67,000	46,900	20				
宮崎県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー MIYUKI	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	383	6月24日(土) ~ 6月26日(月)	67,000	67,000	46,900	20		
			384	11月18日(土) ~ 11月20日(月)	67,000	67,000	46,900	20		

(全体の注意事項について)

- ※1. 研修受講料は税込価格です。また、研修受講料には所定の宿泊代・食事代等を含みます。(所定の金額を超えるものは自己負担となります)
- ※2. 都道府県トラック協会の予算等の都合により、助成金の交付が受けられない場合でも、自費負担にてこれらの研修を受講することは可能です。
- ※3. 研修施設の近隣にお住まいの場合等、研修期間中に宿泊をせず、自宅等から研修施設に通うことをご希望される場合は、その可否等について当該研修施設にお問い合わせ下さい。

(各研修施設における注意事項について)

- ※4. 中部トラック総合研修センターでは送迎、前泊、後泊不可です。
- ※5. 埼玉県トラック総合教育センターの研修はAT限定免許不可です。
- ※6. 埼玉県トラック総合教育センターは前泊、後泊不可です。
- ※7. 自動車安全運転センターのみ、食事代は現地払いとなります。受講料納入にあたっては、目安の食事代(3,840円)を差し引いた金額をお支払いください。なお、目安の金額を上回る食事代については、自己負担となりますのでご注意ください。
(例)研修コード316の研修を受講する場合:安全運転中央研修所に84,000円を納入し、差額の3,840円を現地食事代として使用してください。
- ※8. 自動車安全運転センターの「中型」は中型8t限定免許不可、「準中型」は準中型5t限定免許不可です。
(大型は11トン車、中型は4トン・6トン車、準中型はMT車を使用)
- ※9. 指定研修施設における前泊・後泊の手配の可否・料金等は、研修施設へお問い合わせください。
- ※10. ドライビングアカデミー北海道は「東地区会場」と「西地区会場」の2会場がありますのでご注意ください。
- ※11. ドライビングアカデミー宮城は「東地区会場」と「西地区会場」の2会場がありますのでご注意ください。
- ※12. ドライビングアカデミー大原の準中型以上(5t限定準中型免許不可)の定員の内訳人数は研修施設へお問い合わせください。
- ※13. ドライビングアカデミーテクノの準中型以上の定員の内訳人数は研修施設へお問い合わせください。

令和5年度ドライバー等安全教育訓練促進助成制度 一般研修一覧

研修区分	所在地	研修施設	研修名	研修コード	備考
特定研修施設	愛知県	中部トラック総合研修センター		-	
	埼玉県	埼玉県トラック総合教育センター	新人乗務員研修 事故防止乗務員研修	1001 1002	
指定研修施設	北海道	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 北海道	一般・初任ドライバー研修	1003	
	青森県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 弘前	一般・初任運転者研修	1004	
	宮城県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 宮城	一般・初任ドライバー研修	1005	
	福島県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 南湖	一般運転者研修	1006	
			初任運転者研修	1007	
	茨城県	自動車安全運転センター安全運転中央研修所	貨物自動車運転者課程(準中型車使用)	1008	※1
			貨物自動車運転者課程(中型車使用)	1009	※2
			貨物自動車運転者課程(大型車使用)	1010	※3
	茨城県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 茨城	一般運転者研修	1011	
			初任運転者研修	1012	
	栃木県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 栃木	一般・初任ドライバー研修	1013	
	群馬県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ぐんま	一般ドライバー研修	1014	
			初任ドライバー研修	1015	
	千葉県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 千葉	一般・初任ドライバー研修	1016	
			安全運転管理者研修	1017	
	神奈川県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 小田原	一般・初任運転者研修	1018	
	新潟県	新潟自動車学校	一般・初任ドライバー研修	1019	
	岐阜県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 大原	貨物ドライバー習熟研修	1020	
	滋賀県	クレフィール湖東交通安全研修所	ドライバー安全運転研修	1021	
	兵庫県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ABOSHI	一般・初任運転者研修	1022	
広島県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー テクノ	一般・初任ドライバー研修	1023		
福岡県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ONGA	一般・初任・貨物運転者研修	1024		
		添乗(同乗)指導者研修	1025		
宮崎県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー MIYUKI	一般・初任ドライバー研修	1026		

※1. この研修は、準中型車のMT車を使用します。(5t限定準中型免許不可)

※2. この研修は、4トン・6トン車を使用します。(8t限定中型免許不可)

※3. この研修は、11トン車を使用します。(要大型免許)

- この一覧表にある研修は、全て2日間研修です。(1泊2日)
- 研修日程・受講料等詳細については、各研修施設にお問い合わせ下さい。
- 全ト協助成額については、研修受講料にかかわらず1講座10,000円とします。
- 埼玉県トラック総合教育センターは前泊、後泊不可。
- 指定研修施設(教習所)における前泊・後泊の手配の可否・料金等は、研修施設へお問い合わせください。
- 都道府県トラック協会の予算等の都合により、助成金の交付が受けられない場合でも、自費負担にてこれらの研修を受講することは可能です。
- 研修施設の近隣にお住まいの場合等、研修期間中に宿泊をせず、自宅等から研修施設に通うことをご希望される場合は、その可否等について当該研修施設にお問い合わせ下さい。

手続きの流れ（フロー）

※下記は標準的な手続きの流れを示したのですが、申請先の協会・研修施設によっては、手続きの内容が若干異なる場合があります。その場合は、申請先の指示に従っていただくようお願いいたします。

①都道府県トラック協会への事前確認



研修施設への予約の前に、ご所属の都道府県トラック協会にお問い合わせの上、助成金交付の可否・人数等についてご確認ください。
(※予算の残額によっては、助成金の交付が受けられない場合があります。)

②研修施設への研修予約申込み



研修施設に日程等をお問い合わせの上、**研修の予約**を行ってください。
研修施設から提出書類や手続きにつき指示があった場合は、それに従ってください。
また、受講開始日の7日前までに、受講料を納入してください。

③都道府県トラック協会への助成金交付申込み



上記2の研修の予約とは別個に、「助成申込書」（様式1）により、ご所属の都道府県トラック協会に**助成金の交付**をお申し込みください。
(※都道府県トラック協会は、研修施設に「助成申込書」を参考として転送します)

④研修受講



研修の全カリキュラムを修了してください。

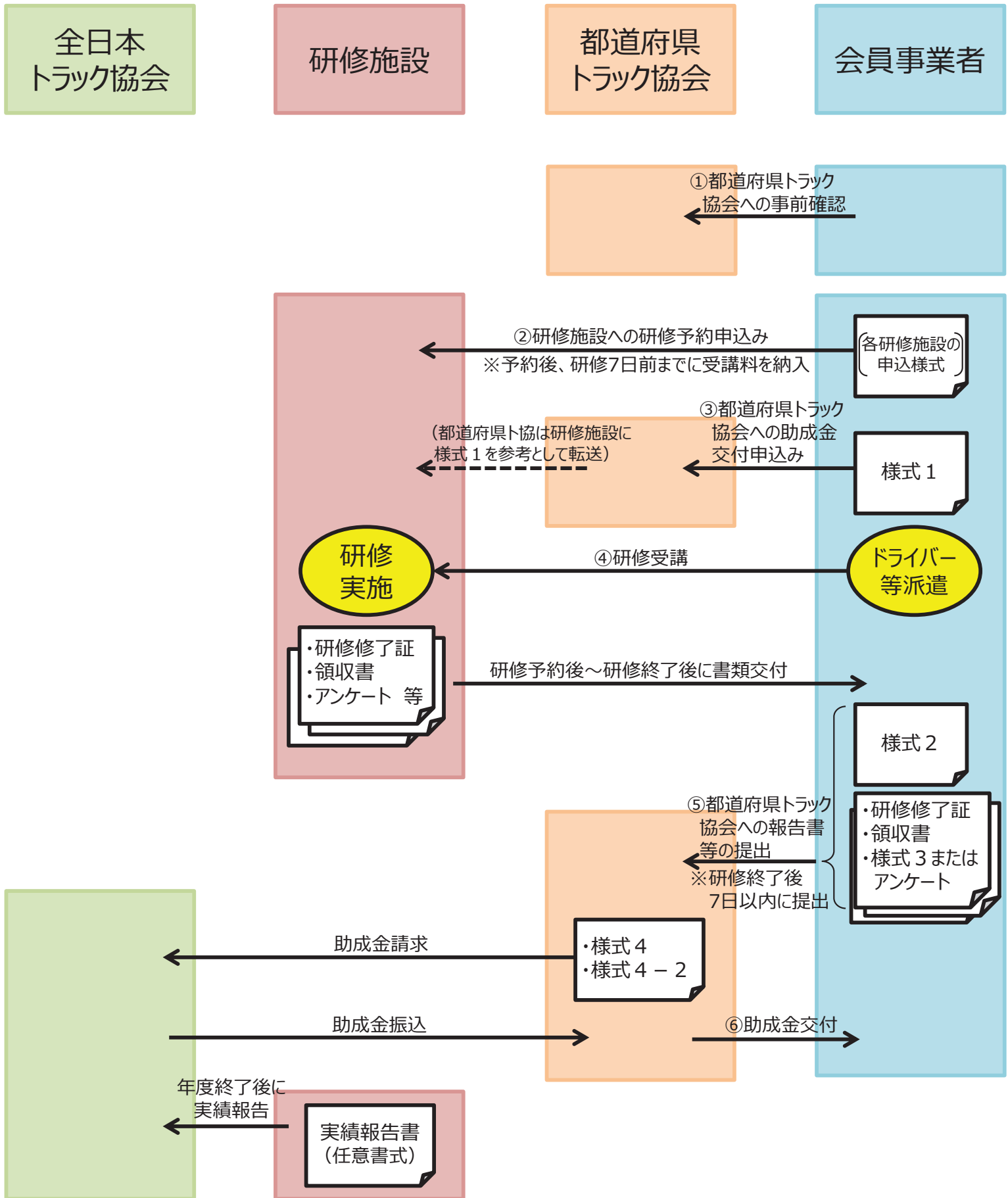
⑤都道府県トラック協会への報告書等の提出



ご所属の都道府県トラック協会に、研修終了後7日間以内に、実施報告書（様式2）及び添付書類（修了証、領収書等）をご提出ください。
(※研修施設で記入したアンケートがある場合、これを参加報告書（様式3）に代えることができます)

⑥都道府県トラック協会から助成金交付

手続きの流れ (図)



ドライバー等安全教育訓練助成申込書

都道府県トラック協会会長殿		申込年月日 令和 年 月 日	
研修施設		1. 中部トラック総合研修センター 2. 埼玉県トラック総合教育センター 3. ドライビングアカデミー 北海道 4. ドライビングアカデミー 弘前 5. ドライビングアカデミー 宮城 6. ドライビングアカデミー 南湖 7. 安全運転中央研修所 8. ドライビングアカデミー 茨城 9. ドライビングアカデミー 栃木 10. ドライビングアカデミー ぐんま 11. ドライビングアカデミー 千葉 12. ドライビングアカデミー 小田原 13. 新潟自動車学校 14. ドライビングアカデミー 大原 15. クレフィール湖東 16. ドライビングアカデミー ABOSHI 17. ドライビングアカデミー テクノ 18. ドライビングアカデミー ONGA 19. ドライビングアカデミー MIYUKI	
研修名		1.特別研修：【別表1】 参照 2.一般研修：【別表2】 参照 研修名：	
日程等	特別研修 (2泊3日) ・ 一般研修 (1泊2日)	研修コード <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 令和 年 月 日 ~ 月 日 (日間)	
事業者名		印	
支店名・営業所名			
Gマーク認定証番号 <small>(該当の場合のみ記入)</small>			
申込責任者		役職	氏名
会社所在地		〒 -	
電 話		()	FAX ()
研修受講者 (ドライバー等)		ふりがな	生年月日 昭和・平成 年 月 日生まれ
氏名		乗車トン数	トン車 <small>※埼玉県トラック総合教育センターを申込の方のみ記入</small>
自宅住所		〒 - 電話(緊急連絡先) ()	
助成金交付申請額		円 <small>※「特別研修」は【別表1】の「Gマーク事業者全ト協助成額」または「全ト協助成額」の金額を記入 ※「一般研修」は一律10,000円</small>	
前 泊 (助成対象外)		する・しない <small>(対応可否について予約時に各研修施設へお問合せ下さい)</small>	後 泊 (助成対象外)
備 考		送迎希望→ <input type="checkbox"/> <small>(対応可否について予約時に各研修施設へお問合せ下さい)</small>	

- ※1. 申し込みの前に、研修施設に日程等を確認し予約を済ませてください。
- ※2. 太線内をもれなく記入し、該当番号又は項目を丸で囲んでください。
- ※3. 所属する都道府県トラック協会に提出してください。
- ※4. 埼玉県トラック総合教育センターを受講する場合は、乗車トン数を記入ください。
- ※5. 中部トラック総合研修センター、埼玉県トラック総合教育センターは前泊、後泊出来ません。
- ※6. 安全運転中央研修所は後泊はできません。
- ※7. その他指定研修施設(教習所)における前泊・後泊の可否は、~~研修施設~~研修施設へお問合せ下さい。

ドライバー等安全教育訓練助成申込書

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

住所
 名称又は事業所名
 代表者名 印
 電話番号
 担当者名

下記のとおりドライバー等安全教育訓練への参加を申し込みます。

記

参加者名			
日程等	研修コード <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>	令和 年 月 日	～ 月 日 (日間)
交通費	_____ 駅 ~ _____ 駅 (バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)	
	_____ 駅 ~ _____ 駅 (バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)	
	_____ 駅 ~ _____ 駅 (バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)	
	_____ 駅 ~ _____ 駅 (バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)	
	_____ 駅 ~ _____ 駅 (バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)	
	_____ 駅 ~ _____ 駅 (バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)	
	_____ 駅 ~ _____ 駅 (バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)	
	_____ 駅 ~ _____ 駅 (バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)	
	合計	_____ 円	

ドライバー等安全教育訓練実施報告書

都道府県トラック協会会長殿		報告年月日 令和 年 月 日	
研修施設		1. 中部トラック総合研修センター 2. 埼玉県トラック総合教育センター 3. ドライビングアカデミー 北海道 4. ドライビングアカデミー 弘前 5. ドライビングアカデミー 宮城 6. ドライビングアカデミー 南湖 7. 安全運転中央研修所 8. ドライビングアカデミー 茨城 9. ドライビングアカデミー 栃木 10. ドライビングアカデミー ぐんま 11. ドライビングアカデミー 千葉 12. ドライビングアカデミー 小田原 13. 新潟自動車学校 14. ドライビングアカデミー 大原 15. クレフィール湖東 16. ドライビングアカデミー ABOSHI 17. ドライビングアカデミー テクノ 18. ドライビングアカデミー ONGA 19. ドライビングアカデミー MIYUKI	
研修名		1.特別研修：【別表1】参照 2.一般研修：【別表2】参照 研修名：	
日程等	特別研修 (2泊3日) ・ 一般研修 (1泊2日)	研修コード <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 令和 年 月 日 ~ 月 日 (日間)	
事業者名		印	
支店名・営業所名			
Gマーク認定証番号 (該当の場合のみ記入)			
申込責任者		役職	氏名
会社所在地		〒 -	
電 話		()	FAX ()
研修受講者 (ドライバー等)		ふりがな 氏名	生年月日： 昭和・平成 年 月 日生まれ
自宅住所		〒 -	
助成金	交付申請額	円 ※「特別研修」は【別表1】の「Gマーク事業者全ト協助成額」または「全ト協助成額」の金額を記入 ※「一般研修」は一律10,000円	
	振込先 (事業者に限る)	銀行	支店 (普通・当座)預金 ふりがな 口座名義
備考		・口座番号 _____	

○添付書類

(1)研修参加報告書

(2)研修修了証の写し

(3)受講料に係る領収書(銀行振込金受取証等でも可)の写し

※1. 太線内をもれなく記入し、該当番号又は項目を丸で囲んでください。

※2. 所属する都道府県トラック協会に提出してください。

 ※3. 安全運転中央研修所の研修受講料(特別研修)は、【別表1】に記載の金額(食事代を含めた金額)を記入してください。
 また、食事代に係る領収書は添付不要です。

ドライバー等安全教育訓練実施報告書(兼)請求書

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

住所

名称又は事業所名

代表者名

印

電話番号

担当者名

ドライバー等安全教育訓練促進助成制度実施要綱第11条に基づき、実施報告及び助成金の交付を下記の通り請求します。

請求額

円 = ① + ② + ④

1. 内訳

参加者名			
日程等	研修コード <input type="text"/>	令和 年 月 日 ~	月 日 (日間)
研修受講 助成金額	全ト協※1		沖ト協※2
	①	円	② 円
※1 「特別研修」は受講料の7割、Gマーク認定事業所は10割、「一般研修」は一律1万円 ※2 Gマーク未認定事業所は3割			
交通費	_____ 駅 ~ _____ 駅 (バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)	
	_____ 駅 ~ _____ 駅 (バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)	
	_____ 駅 ~ _____ 駅 (バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)	
	_____ 駅 ~ _____ 駅 (バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)	
	_____ 駅 ~ _____ 駅 (バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)	
	_____ 駅 ~ _____ 駅 (バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)	
	_____ 駅 ~ _____ 駅 (バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)	
	_____ 駅 ~ _____ 駅 (バス・鉄道・航空)	_____ 円 (片道)	
		③ 合計	_____ 円
	④ ③ ÷ 2 =	_____ 円	

○添付資料 → 交通費(バス・鉄道・航空)運賃の領収書等の写し (タクシーは助成対象外)

研修参加報告書

会社名・営業所名

氏名

事業改善のためご意見をお聞かせ下さい

1. 研修に参加した感想 (○で囲んで下さい)

- A. 大変役に立った B. 役に立った C. どちらとも言えない
D. あまり役に立たなかった E. ほとんど役に立たなかった

2. 研修に参加後、自身に該当するものに1つだけ○をして下さい

- A. 今後の安全運転に対する自己改革ができた
B. 自分の運転や業務に対する考え方が変わった
C. 今までと同じ

A. またはB. を選択した方で、特に役に立った事項があれば具体的に書いて下さい

--

3. 研修内容について、今後受講したいと思う内容や改善点があれば書いて下さい

--

4. 受講した研修施設の設備・指導員等について

- A. 満足 B. 悪い C. どちらでもない

--

5. その他、ご意見・お気づきの点があれば自由に書いて下さい

--

※ この様式以外のアンケートフォーマットでの代用可

ご協力ありがとうございました

(公社) 全日本トラック協会

トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群(SAS) スクリーニング検査費助成金交付要綱

平成 21 年 4 月 1 日制定
(省略)

平成 28 年 4 月 27 日一部改正

平成 30 年 4 月 25 日一部改正

公益社団法人沖縄県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 公益社団法人沖縄県トラック協会(以下「沖ト協」という。)は、新型コロナウイルスへの抵抗力・免疫力を高めるためには、良質な睡眠が必要であることに鑑み、貨物自動車運送事業者(以下「運送事業者」という。)に常時使用される運転者の睡眠時無呼吸症候群(以下「SAS」という。)患者の早期発見と適切な治療及び SAS 治療中の運転者に対し、点呼時の健康管理を通じて労働災害事故防止に寄与することを目的とし、SAS スクリーニング検査を受診させた運送事業者に対して助成金を交付する。

(対象検査の種類及び対象者)

第 2 条 助成の対象となる検査は、SAS スクリーニング検査のうち健康保険適用外である次に掲げる検査とし、運送事業者に常時使用される運転者とする。

(1)第 1 次検査(簡易アンケートによるチェック、解析、判定)

(2)第 2 次検査(フローセンサ法やパルスオキシメトリ法等による簡易スクリーニング検査)

(指定検査・医療機関)

第 3 条 SAS スクリーニング検査は、公益社団法人全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)並びに沖ト協が認めた別紙 1 の指定検査・医療機関とする。

(助成対象額及び受診人数上限)

第 4 条 助成金の額及び、受診人数上限は別紙 1 のとおりとする。

(申請受付期限)

第 5 条 助成金申請受付期限は、SAS スクリーニング検査を受診する日の属する会計年度の 1 2 月 2 8 日までとする。ただし、1 2 月 2 8 日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。(事前申込用紙 1-1)

(助成適否の事前確認)

第 6 条 運送事業者は、助成適用の適否について、事前に沖ト協の確認を受けなければならない。

(検査の予約と申込み)

第 7 条 前条の確認を受けた運送事業者は、様式 1-1 「スクリーニング検査事前申込書」(以下「事前申込書」という。)を沖ト協に提出しなければならない。

2 事前申込書を提出した運送事業者は、検査を受けようとする指定検査・医療機関に予約し、予約した日より原則 1 ヶ月以内に検査を受けるものとする。

(検査の受診)

第 8 条 運送事業者は、様式 1-2 「スクリーニング検査申込書兼委任状」(以下「申込書兼委

任状」という。)に署名・捺印し、正本を指定検査・医療機関に提出し、写しを運送事業者が保管するものとする。

2 申込書兼委任状の取り扱いについては、指定検査・医療機関及び運送事業者は個人情報保護法に基づき、目的外利用及び紛失、流失などの無いよう十分注意しなければならない。

(実績報告及び助成金の請求)

第9条 運送事業者は、検査が完了したときは、第10条の期日までに、様式1-3「スクリーニング検査実績報告書」(以下「実績報告書」という。)と指定検査・医療機関発行の検査費用明細書の写し及び領収証の写しを沖ト協に提出するものとする。

(助成金の交付請求期限)

第10条 前条の助成金交付請求期限は検査を受診した日の属する会計年度の1月末日までとする。ただし、1月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(助成金交付)

第11条 沖ト協は、第9条の実績報告の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めたときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

(検査の結果報告)

第12条 運送事業者は、第9条に規定する助成金の支払請求の後、SASスクリーニング検査結果及び精密検査を受診した人についてはその結果について、全ト協ホームページ上に設置する「アンケート回答ページ」から回答する。

(指定検査・医療機関の結果報告)

第13条 指定検査・医療機関は、次の各号について様式1-6「検査の実績と受診者の判定比率」により、毎年度全ト協に報告するものとする。

(1)年間の検査の実績人数及び検査結果の判定人数と比率

(2)要精密検査と判定された後の治療状況等の報告

(その他必要な事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

附則(平成21年4月1日)

第1条 本要綱は平成21年4月1日より適用する。

(省略)

附則(平成28年4月27日)

第1条 本要綱は平成28年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成27年4月30日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則(平成30年4月25日)

第1条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

2023年4月1日現在

SASスクリーニング検査指定検査・医療機関（第3条関係）

	指定検査・医療機関	所在地	連絡先
全ト協指定	NPO法人健康睡眠研究所	東京都	03-5355-9941
	NPO法人ヘルスケアネットワーク	大阪府	06-6965-3666
	一般財団法人運輸・交通SAS対策支援センター	東京都	03-3359-9010
沖ト協指定	一般財団法人中部地区医師会検診センター	北谷町	098-936-8200
	一般財団法人琉球生命済生会 琉生病院	那覇市	098-885-5131

SASスクリーニング検査助成額及び受診上限人数（第4条関係）

○会員事業者

		全ト協	沖ト協
受診上限人数 ※注1		1事業者あたり 25人まで	1事業者あたり 25人まで
助成額	第1次検査	検査費用の半額 (上限：500円)	検査費用の1/5 (上限：500円)
	第2次検査	検査費用の半額 (上限：2,000円)	検査費用の1/5 (上限：2,000円)

○非会員事業者

		全ト協	沖ト協
受診上限人数 ※注1		—	1事業者あたり 5人まで
助成額	第1次検査	—	検査費用の半額 (上限：100円)
	第2次検査	—	検査費用の半額 (上限：400円)

※注1 常時使用される運転者のみ対象。

トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係る
スクリーニング検査事前申込書

令和 年 月 日

_____トラック協会 会長 殿

トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群(SAS)」スクリーニング検査を申し込みます。

事業者名	
代表者名	印
住所	〒 _____
電話 / FAX番号	
連絡責任者名	
連絡先電話番号	

検査を申込みされる検査・医療機関名の右側に、申込みされる人数をご記入ください。

全 ト 協 指 定 機 関	<u>NPO 法人 睡眠健康研究所</u>	人
	<u>NPO 法人 ヘルスケアネットワーク</u>	人
	<u>一般財団法人 運輸・交通 SAS 対策支援センター</u>	人

申込検査・医療機関が、「全ト協指定検査・医療機関」以外の場合は、下記にご記入ください。

地 方 協 会 指 定 機 関	検査・医療機関名 _____	人
	代表者名 _____	
	住所 〒 _____	

	電話番号 _____ 担当者名 _____	

※ 受診者数に変更が生じた場合は、必ず都道府県トラック協会までご連絡下さい。
特に増員については、受診前に連絡がない場合は助成が受けられなくなる場合もございます。

【様式1-2】

(会員事業者 → 検査・医療機関)

トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係る

スクリーニング検査申込書兼委任状

令和 年 月 日

殿 (検査を申込みされる検査・医療機関名をご記入ください。)

事業者名	(連絡責任者) 役職・氏名	
代表者名	印	電話番号
住 所	〒 -	

1. 私(申込者)は、睡眠時無呼吸症候群(以下「SAS」という。)のスクリーニング検査申込にかかるとして、一切の事務及びSAS スクリーニング検査結果の受領については、上記事業者等に委任致します。また、検査の結果、「精密検査が必要」と判断された場合は、SAS が原因と思われる健康起因事故及び労働災害事故を未然に防止することから検査・医療機関ならびに事業者の指導に従うことを同意致します。
2. 私(事業者)は、申込者の検査結果から得た個人情報保護に充分配慮するとともに、検査結果を理由に、解雇や配置転換など申込者の不利益の無いようにすることを同意致します。
3. 私(事業者、申込者)は、SAS スクリーニング機器の取り扱いについては充分注意致します。なお、不手際により破損、紛失等が生じた場合は相当額を賠償致します。
4. 正本は検査・医療機関に提出し、事業者は写しを保管する。なお、申込者より本状の写しを求められたときは当該者の欄のみの写しを渡す。

※ 検査・医療機関及び事業者は、個人情報保護法にもとづき、本状の取り扱いについて目的外利用並びに紛失、流失などの無いよう充分注意すること。

No.	機器No.	申込者氏名	ふりがな	同意年月日	印
1				年 月 日	
2				年 月 日	
3				年 月 日	
4				年 月 日	
5				年 月 日	

No.	機器No.	申込者 氏名	氏名ふりがな	同意年月日	印
6				年 月 日	
7				年 月 日	
8				年 月 日	
9				年 月 日	
10				年 月 日	
11				年 月 日	
12				年 月 日	
13				年 月 日	
14				年 月 日	
15				年 月 日	
16				年 月 日	
17				年 月 日	
18				年 月 日	
19				年 月 日	
20				年 月 日	

(注)都道府県トラック協会への申請(様式1-1)の提出はお済みでしょうか。
事前の申請がない場合は、助成が受けられない場合がありますので、ご注意ください。

トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係る
スクリーニング検査実績報告書

令和 年 月 日

_____トラック協会 会長 殿

トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群(SAS)」スクリーニング検査助成金の交付を申請いたします。

助成金交付申請金額 _____ 円

受診した検査・医療機関 いずれかを○で囲んでください。 地方協会 指定検査・医療機関 で受診の場合 検査・医療機関を ご記入ください。	1. NPO 法人睡眠健康研究所 2. NPO 法人ヘルスケアネットワーク 3. 一般財団法人 運輸・交通 SAS 対策支援センター 4. 地方協会指定 検査・医療機関 検査・医療機関名 _____		
	代表者名 _____ 住所 〒 _____ _____ 電話番号 _____ 担当者名 _____		
事業者名			
代表者名	印		
住所	〒 _____		
電話 / FAX 番号			
一次検査受診者数	人	二次検査受診者数	人
事前申込書【様式 1-1】でご記入いただいた申込み人数		人	
事前申込書【様式 1-1】に対する受診状況についていずれかを○で囲んでください。 1. 申請通りに全員受診済み 2. 一部未受診者あり (①これから受診する _____ 人 ②受診は中止する _____ 人) ※ 未受診の方は早急に検査を受けてください。また、事前申込書の検査受診人数を超過することはできません。			
振込先 金融機関	金融機関名	銀行	支店
	口座名義		
	口座番号	1. 普通 2. 当座	

※ 検査・医療機関の検査明細書の写し及び領収書の写しを添付してください。

書類提出～助成までの流れ

全日本
トラック協会

都道府県
トラック協会

検査
医療機関

会員事業者

スクリーニング検査
申込書提出

様式
1-1

検査申込書兼
委任状提出

様式
1-2

スクリーニング検査に
必要なアンケート
および検査機器(宅配)

検査
機器

検査

検査機器などの返却

検査
機器

スクリーニング検査実績
報告書提出(助成金の申請)

様式
1-3

スクリーニング検査
助成金請求書
提出

様式
1-4

全ト協ホームページ上「アンケート回答ページ」より
スクリーニング検査結果等を報告

アンケート
回答ページ

検査
結果

検査実績と受診者の
判定比率の提出(年度末)
(全国指定の検査・医療機関)

検査実績と受診者の
判定比率の提出(年度末)
(県ト協指定の検査・医療機関)

様式
1-5

アルコール検知器導入助成金交付要綱

平成 21 年 4 月 22 日制定

(省略)

平成 28 年 4 月 27 日一部改正

平成 30 年 4 月 25 日一部改正

公益社団法人 沖縄県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）は、事故防止対策の推進を務めるために、アルコール検知器（以下「検知器」という。）を導入する貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(対象検知器)

第 2 条 助成の対象となる検知器は、次に掲げる検知器とする。

第 1 条 携帯型アルコール検知器

第 2 条 据置型アルコール検知器

第 3 条 記録型アルコール検知器

(交付額及び導入台数)

第 3 条 助成金の額及び、導入台数は、別紙 1 のとおりとする。

(実績報告及び助成金の請求)

第 4 条 運送事業者は、検知器導入が完了したときは、第 5 条の期日までに、様式 1「アルコール検知器導入助成金実績報告書（兼）請求書」（以下「請求書」という。）、様式 2「アルコール検知器導入助成金内訳書」並びに、導入したことが確認できる書面（領収証又はリース契約書等）の写しを沖ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付請求期限)

第 5 条 前条の助成金交付請求期限は導入した日の属する会計年度の 1 月末日までとする。ただし、1 月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(助成金交付)

第 6 条 沖ト協は、第 4 条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めるときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

(その他必要な事項)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

附則（平成 21 年 4 月 22 日）

1. 本要綱は平成 21 年 4 月 22 日より適用する。

附則（平成 28 年 4 月 27 日）

1. 本要綱は平成 28 年 4 月 1 日より適用する。
2. 改正前の要綱（平成 25 年 5 月 30 日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成 30 年 4 月 25 日）

1. 本要綱は平成 30 年 4 月 1 日より適用する。

アルコール検知器導入助成金額及び導入台数（第3条関係）

令和5年4月1日現在

優先順位		沖ト協 会員事業者		沖ト協 非会員事業者	
①	導入台数上限	事業用車両数(自走車)の2分の1 (但し10機器分を上限とする。)		事業用車両数(自走車)の10分の1 (但し2機器分を上限とする。)	
②	1機器あたりの助成金額	携帯型	5,000円 (5,000円を下回る場合は、 実費相当額とする。)	携帯型	1,000円 (1,000円を下回る場合は、 実費相当額とする。)
		据置・ 記録型	税抜導入価格の2分の1	据置・ 記録型	税抜導入価格の10分の1
③	助成金額上限	①の導入台数上限×5,000円 (最大50,000円迄)		携帯型	①の導入台数上限×1,000円
				据置・ 記録型	①の導入台数上限×2,000円 (最大4,000円迄)

※①の車両数は、端数切り上げとする。

様式 1

アルコール検知器導入助成金実績報告書（兼）請求書

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

申請者

住所

名称又は事業所名

代表者名

⑩

電話番号

担当者名

アルコール検知器導入助成金交付要綱第4条に基づき、アルコール検知器導入助成金の交付について、下記の通り請求します。

請 求 額 _____ 円

1. 内訳

① アルコール検知器導入台数 _____ 台

2. 添付資料

① アルコール検知器導入内訳書（様式2）

② 領収書（写）又はリース契約書（写）

3. 振込先銀行口座

銀行名	
支店名	
預金	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
口座名義	フリガナ

（注）沖ト協に提出してください。

請求月日 令和 年 月 日

事業者名

●基礎数

① 登録台数 (自走車)	② 助成上限台数 (①÷2) ※10台以下(端数切 上)	③ 1機器あたり の助成金額	④ 助成上限金額 (②×③) ※50,000円以下
(記入例) 30	10	5,000	50,000
		5,000	

●内訳

商品名	導入機器		導入台数	助成金額
	区分	税抜価格 ※1		
	携帯・据置・記録			
	携帯・据置・記録			
	携帯・据置・記録			
合計			⑤	⑥

※1 税抜価格には、保守契約(初期セットアップ等)、消耗品(マウスピース、ロール紙等)の費用は含まれないものとする。

定期健康診断受診費助成金交付要綱

平成 26 年 3 月 26 日制定

平成 28 年 4 月 27 日一部改正

平成 30 年 4 月 25 日一部改正

公益社団法人沖縄県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に常時使用される運転者の健康状態に起因する事故防止対策及び、健康診断の受診率の向上を図るため、健康診断を受診させた運送事業者に対して助成金を交付する。

(対象健康診断の種類及び対象者)

第 2 条 助成の対象となる健康診断は、労働安全衛生法規則第 44 条の定期健康診断とし、次に掲げる項目を受診した運送事業者に常時使用される運転者とする。

- ① 既往歴及び業務歴の調査
- ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③ 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- ④ 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- ⑤ 血圧の測定
- ⑥ 貧血検査
- ⑦ 肝機能検査（GOT、GPT及びガンマーGTPの検査）
- ⑧ 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、トリグリセライド）
- ⑨ 血糖検査
- ⑩ 尿検査
- ⑪ 心電図検査

(助成対象額及び受診人数上限)

第 3 条 助成金の額及び、受診人数上限は別紙 1 のとおりとする。

(実績報告及び助成金の請求)

第 4 条 運送事業者は、定期健康診断が完了したときは、第 5 条の期日までに、様式 1「定期健康診断受診費助成金実績報告書（兼）請求書」（以下「請求書」という。）、様式 2「定期健康診断受診費助成金受診者名簿」並びに、受診したことが確認（医療機関から発行される領収証、健康診断の種類及びその受診人数）できる書面の写しを沖ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付請求期限)

第 5 条 前条の助成金交付請求期限は受診した日の属する会計年度の 12 月末日までとする。ただし、12 月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(助成金交付)

第 6 条 沖ト協は、第 4 条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めたときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

附則（平成26年3月26日）

第1条 本要綱は平成26年4月1日より適用する。

附則（平成28年4月27日）

第1条 本要綱は平成28年4月1日より適用する。

附則（平成30年4月25日）

第1条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

別紙 1

定期健康診断受診費助成額及び受診上限人数（第3条関係）

令和5年4月1日現在

優先順位	会員事業者	非会員事業者
受診上限人数 ※注1	1事業者あたり25人まで	1事業者あたり5人まで
1人あたりの助成額 ※注2	2,000円	400円

※注1 常時使用される運転者のみ対象

※注2 1人あたりの助成額を下回った場合は、実費分とする。

定期健康診断受診費助成金実績報告書（兼）請求書

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

申請者

住所

名称又は事業所名

代表者名

印

電話番号

担当者名

定期健康診断受診費助成金交付要綱第4条に基づき、定期健康診断受診の助成金交付について下記の通り請求します。

請求額 円

1. 内訳

① 定期健康診断受診人数 名

2. 添付資料

① 定期健康診断受診費助成金受診者名簿（様式2）

② 領収証の写し（会社宛てのものに限る。従業員個人宛は不可）

※受診者名、検査項目、検査料金の単価が記載されている領収書(写)

※領収証に受診者名、検査項目、検査料金の単価が記載されていない場合は、検査医療機関発行の請求書及び明細書等の写しを添付下さい。

3. 振込先銀行口座

銀行名	
支店名	
預金	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
口座名義	フリガナ

(注) 沖ト協に提出してください。

定期健康診断受診費助成金受診者名簿

請求月日 令和 年 月 日

事業者名

●受診者名簿

	受診日	年齢	運転者氏名
1	月 日		
2	月 日		
3	月 日		
4	月 日		
5	月 日		
6	月 日		
7	月 日		
8	月 日		
9	月 日		
10	月 日		
11	月 日		
12	月 日		
13	月 日		
14	月 日		
15	月 日		
16	月 日		
17	月 日		
18	月 日		
19	月 日		
20	月 日		
21	月 日		
22	月 日		
23	月 日		
24	月 日		
25	月 日		

突然死等予防対策検査費助成金交付要綱

平成 21 年 4 月 1 日制定

(省略)

平成 28 年 4 月 27 日一部改正

平成 30 年 4 月 25 日一部改正

公益社団法人沖縄県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に常時使用される運転者の運転中における突発性運転不能障害を引き起こす可能性が高い疾患等（以下「突然死等」という。）に起因する事故防止を図るため、突然死等予防対策検査（以下「検査」という。）を受診させた運送事業者に対して助成金を交付する。

(突然死等の定義)

第 2 条 本要綱でいう突然死等とは、次に掲げるものとする。

(1) 脳疾患

①脳内出血②くも膜下出血③脳梗塞④一過性脳虚血発作

(2) 心臓・血管疾患

①心筋梗塞②狭心症③不整脈④弁膜症⑤解離性大動脈瘤

(対象検査の種類及び対象者)

第 3 条 助成の対象となる検査は、前条（1）にあたる検査を脳ドック、同（2）にあたる検査を心臓ドックとし、運送事業者に常時使用される運転者が検査を受診した場合、対象とする。

(助成対象額及び受診人数上限)

第 4 条 助成金の額及び、受診人数上限は別紙 1 のとおりとし、助成対象検査費に消費税は含まないものとする。

(実績報告及び助成金の請求)

第 5 条 運送事業者は、検査が完了したときは、第 6 条の期日までに、様式 1 「突然死等予防対策検査費助成金実績報告書（兼）請求書」（以下「請求書」という。）、検査したことが確認（医療機関から発行される領収証、検査の種類及びその受診者）できる書面の写しを沖ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付請求期限)

第 6 条 前条の助成金交付請求期限は受診した日の属する会計年度の 1 月末日までとする。ただし、1 月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(助成金交付)

第 7 条 沖ト協は、第 5 条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めたときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

(その他必要な事項)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

附則（平成 21 年 4 月 1 日）

第 1 条 本要綱は平成 21 年 4 月 1 日より適用する。

(省略)

附則（平成 28 年 4 月 27 日）

第 1 条 本要綱は平成 28 年 4 月 1 日より適用する。

附則（平成 30 年 4 月 25 日）

第 1 条 本要綱は平成 30 年 4 月 1 日より適用する。

別紙 1

突然死等予防対策検査費助成額及び受診上限人数（第4条関係）

令和5年4月1日現在

		会員事業者	非会員事業者
①	受診上限人数 ※注1	1事業者あたり1人まで	1事業者あたり1人まで
②	1人あたりの助成額 ※注2	15,000円	3,000円

※注1 常時使用される運転者のみ対象

※注2 1人あたりの助成額を下回った場合は、実費分とする。

突然死等予防対策検査費助成金実績報告書（兼）請求書

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

申請者

住所

名称又は事業所名

代表者名

⑩

電話番号

担当者名

突然死等予防対策費助成金交付要綱第5条に基づき、定期健康診断受診の助成金交付について下記の通り請求します。

請求額 円

1. 内訳

① 検査受診者氏名

② 検査種類

脳ドック ・ 心臓ドック

③ 検査受診年月日

令和 年 月 日

④ 検査受診費用（税抜）

2. 添付資料

① 検査受診したことが確認できる書面（写）

※受診者名、検査項目、検査料金の単価が記載されている領収書(写)

※領収証に受診者名、検査項目、検査料金の単価が記載されていない場合は、検査医療機関発行の請求書及び明細書等の写しを添付下さい。

3. 振込先銀行口座

銀行名	
支店名	
預金	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
口座名義	フリガナ

(注) 沖ト協に提出してください。

ドライブレコーダ機器等導入促進助成金交付要綱

平成 24 年 6 月 29 日制定

(省略)

令和 3 年 4 月 2 8 日一部改正

公益社団法人 沖縄県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）は、事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するシステム（以下「ドライブレコーダ」という。）の普及を図るため、ドライブレコーダ機器等（以下「機器」という。）を導入する貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(対象機器)

第 2 条 助成の対象となる機器等は、映像や走行データを記録するドライブレコーダ車載器等とする。

(交付額)

第 3 条 1 運送事業者に助成する交付額は、沖ト協に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）は、20 機器導入分を限度とし、沖ト協に所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）は、4 機器導入分を限度とする。

2 助成金の交付額は、当該年度に新たに第 2 条の機器を車両に装着した場合、1 機器あたり取得価格の 1/2（上限 1 万円）とする。

なお、国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。

※非会員への助成額 取得価格の 1/2（上限 2 千円）

3 取得価格の 2 分の 1 に小数点以下の値が生じた場合、小数点以下の値は切り捨てる。

(実績報告及び助成金の請求)

第 4 条 運送事業者は、機器装着が完了したときは、対象機器の基準に応じて第 5 条の期日までに、様式 1「ドライブレコーダ機器等導入促進助成金実績報告書（兼）請求書」（以下「請求書」という。）、様式 2「ドライブレコーダ機器等導入内訳書」、装着したことが確認できる書面（領収証又はリース契約書等）の写し、装着した車両の自動車検査証の写し、並びに国の補助金交付申請を行わない旨の誓約書を沖ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付請求期限)

第 5 条 前条の助成金交付請求期限は装着した日の属する会計年度の 1 月末日までとする。ただし、1 月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(助成金交付)

第6条 沖ト協は、第4条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めたときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

(機器の処分制限)

第7条 運送事業者は、交付対象となった機器が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。ただし、あらかじめ沖ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

2 運送事業者は前項による処分が行われたときは、沖ト協へ報告しなければならない。

(事故映像等の提供)

第8条 助成金の交付を受ける運送事業者は、沖ト協の求めがあった場合、原則として導入した機器で得られたヒヤリハット映像及び事故映像の提供に可能な限り協力するものとする。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

附則（平成24年6月29日）

(1) 本要綱は平成24年4月1日より適用する。

(2) EMS・ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付要綱（平成24年1月27日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成25年5月30日）

1. 本要綱は平成25年4月1日より適用する。

2. 改正前の要綱（平成24年6月29日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成28年4月27日）

1. 本要綱は平成28年4月1日より適用する。

2. 改正前の要綱（平成25年5月30日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成29年4月27日）

1. 本要綱は平成29年4月1日より適用する。

附則（平成30年4月26日）

1. 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

附則（平成31年4月23日）

1. 本要綱は平成31年4月1日より適用する。

附則（令和3年4月28日）

1. 本要綱は令和3年4月1日より適用する。

様式 1

ドライブレコーダ機器等導入促進助成金実績報告書（兼）請求書

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

申請者

住所

名称又は事業所名

代表者名

㊞

電話番号

担当者名

ドライブレコーダ機器等導入促進助成金交付要綱第4条に基づき、ドライブレコーダ機器等導入促進助成金の交付について、下記の通り請求します。

請 求 額 円

1. 内訳

① ドライブレコーダ機器等導入台数 _____ 台

2. 添付資料

- ① ドライブレコーダ機器等導入内訳書（様式2）
- ② 領収書（写）又はリース契約書（写）
- ③ 装着した車両の自動車検査証（写）
- ④ 国の補助金交付申請を行わない旨の誓約書

3. 振込先銀行口座

銀行名	
支店名	
預金	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
口座名義	フリガナ

（注）沖ト協に提出してください。

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

住所

名称又は事業所名

代表者名

⑩

電話番号

担当者名

誓 約 書

弊社は、下記機器の導入に対して国の補助金交付申請を行わない（行っていない）ことを、ここにお誓いいたします。

記

1. 機 器 名 :

2. 導入台数 : _____ 台

3. 装着車両（登録番号を記載する。）

①		⑥		⑪		⑬	
②		⑦		⑫		⑭	
③		⑧		⑬		⑮	
④		⑨		⑭		⑯	
⑤		⑩		⑮		⑰	

4. 導入年月日：令和 年 月 日

安全装置等導入促進助成金交付要綱

平成 24 年 6 月 29 日制定
(省略)

令和 5 年 4 月 26 日一部改正

公益社団法人沖縄県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）は、事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、安全装置等を導入する貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(対象装置)

第 2 条 助成の対象となる安全装置等は、次に掲げる装置とする。

(1) 後方視野確認支援装置

後方視野確認支援装置とは次の各号に掲げる機能を有するものとする。なお、装置の装着にあたっては道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

- ① 後退時の後方視野が確保できること。
- ② 運行時（前進も含む）において後方視野が確保できること。
- ③ 概ねルームミラーの位置において後方視野が確保できること

(2) 側方視野確認支援装置

車両総重量 7.5 t 以上の事業用トラックの左側に側方カメラを装着した場合（以下同じ。）に限り、助成対象とする。

(3) 呼気吹き込み式アルコールインターロック装置

呼気吹き込み式アルコールインターロックは国土交通省の技術指針に適合しているものとする。

(4) IT 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器

IT 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器とは、別に定める基準を満たす通信機能を有し、または、携帯電話等通信機器と接続し、当該機器による測定結果を直ちに営業所に設置した点呼機器に送信できること。

(5) トルク・レンチ

「600N・m」以上の締め付け能力を有する大型車用トルク・レンチ（自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む。）

2 前項に定める IT 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器は、安全性優良事業所（G マーク認定事業所）が導入する場合に限り、助成対象とする。

(助成額)

第 3 条 1 事業者に助成する交付額は、沖ト協に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）は、前条の対象装置ごとに 10 装置分を限度とし、沖ト協に所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）は、前条の対象装置ごとに 2 装置分を限度とする。

ただし、国からの補助金が交付された装置に対しては助成金を交付しない。

2 助成金の交付額は、当該年度に新たに第 2 条の装置を車両に装着した場合、会員事業者は、1 装置あたり 30,000 円（公益社団法人全日本トラック協会上限 20,000 円（但し、税抜機器価格の 2 分の 1 を上限とする。）、沖ト協 10,000 円）を交付し、非会員事業者は、1 装置あたり 1,000 円（沖ト協 1,000 円）とする。

3 後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置の一体型は、会員事業者は、車両 1 台につき対象装置に 60,000 円（公益社団法人全日本トラック協会上限 40,000 円（但し、税抜機器価格の 2 分の 1 を上限とする。）、沖ト協 20,000 円）を交付し、非会員事業者は、車両 1 台につき対象装置に 2,000 円（沖ト協 2,000 円）とする。

4 トルク・レンチについては、車両総重量8 t以上の事業用トラックを管理する1事業所に1台、取得税抜価格の2分の1 公益社団法人全日本トラック協会上限30,000円のみとする。

5 取得価格の2分の1に小数点以下の値が生じた場合、小数点以下の値は切り捨てる。

(実績報告及び助成金の請求)

第4条 運送事業者は、装置装着が完了したときは、第5条の期日までに、様式1「安全装置等導入促進助成金実績報告書(兼)請求書」(以下「請求書」という。)、様式2「安全装置等導入促進助成金内訳書」、装着したことが確認できる書面(領収証又はリース契約書等)の写し、並びに装着した車両の自動車検査証の写しを沖ト協に提出しなければならない。トルク・レンチについては、「600N・m」以上の締め付け能力を有することの確認ができるカタログ等を提出する。カタログ等がない場合には、当該トルク・レンチ販売会社に、「「600N・m」以上の締め付け能力を有する」旨を領収書等に付記するよう依頼すること。また、車両総重量8 t以上の事業用トラックを管理する事業所かどうかの確認のため、自動車検査証の写し(1台分で可)を提出する。

(助成金の交付請求期限)

第5条 前条の助成金交付請求期限は装着した日の属する会計年度の1月末日までとする。ただし、1月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(助成金交付)

第6条 沖ト協は、第4条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めるときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

(装置の処分制限)

第7条 運送事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して下記の期間を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。ただし、あらかじめ沖ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(1)後方視野確認支援装置 1年

(2)側方視野確認支援装置 1年

(3)呼気吹き込み式アルコールインターロック装置 1年

(4)IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 1年

(5)トルク・レンチ 1年

2 運送事業者は前項による処分が行われたときは、沖ト協へ報告しなければならない。

(その他必要な事項)

第8条 本要綱に記されている「自動車検査証」について、電子化された自動車検査証(令和5年1月4日以降交付)にあつては「自動車検査証記録事項」と読み替える。

2 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

附則(平成24年6月29日)

第1条 本要綱は平成24年4月1日より適用する。

附則(平成25年5月30日)

第1条 本要綱は平成25年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成24年6月29日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則(平成26年4月28日)

第1条 本要綱は平成26年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成25年5月30日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則(平成26年5月28日)

第1条 本要綱は平成26年4月1日より適用する。

安全装置等導入促進助成金実績報告書（兼）請求書

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

申請者
住所
名称又は事業所名
代表者名 ⑩
電話番号
担当者名

安全装置等導入促進助成金交付要綱第4条に基づき、安全装置等導入促進助成金の交付について、下記の通り請求します。

請 求 額 円

1. 内訳

① 安全装置等導入台数 台

2. 添付資料

- ① 安全装置等導入内訳書（様式2）
- ② 領収書（写）又はリース契約書（写）
- ③ 装着した車両の自動車検査証（写）
- ④ 国の補助金交付申請を行わない旨の誓約書
- ⑤ トルク・レンチについては、上記①～④に加えて下記も添付してください。
 - (1) 事業所で登録している車両総重量8 t以上の事業用トラックの自動車検査証（写）
 - (2) 「600N・m」以上の締め付け能力を有することの確認ができるカタログ等（写）。
 カタログ等がない場合には、当該トルク・レンチ販売会社に、「「600N・m」以上の締め付け能力を有する」旨を領収書等に付記してもらうこと。

3. 振込先銀行口座

銀 行 名	
支 店 名	
預 金	普通預金 ・ 当座預金
口 座 番 号	
口 座 名 義	フリガナ

（注）沖ト協に提出してください。

安全装置等導入促進助成金内訳書

請求月日 令和 年 月 日

事業者名

整理番号	支店 営業所 名	Gマーク 認定証番号	区分	導入装置		台数 (台)	助成金額		導入価格 (消費税 は除く)	装着年月
				メーカー名	装置名・型式		全ト協	沖ト協		
			後方・側方・インター・IT トルク・レンチ							令和 年 月
			後方・側方・インター・IT トルク・レンチ							令和 年 月
			後方・側方・インター・IT トルク・レンチ							令和 年 月
			後方・側方・インター・IT トルク・レンチ							令和 年 月
記入例	本社		後方・側方・インター・IT トルク・レンチ	●●工業(株)	●●システム ●●-●●●●●●	1	20,000	10,000	80,000	令和 〇年 〇月
記入例	●●営業所		後方・側方・インター・IT トルク・レンチ	(株)●●製作 所	品番のみ(型式不要) ●●●●●●●●	1	30,000	-	70,000	令和 〇年 〇月
合 計										

※導入価格には機械本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとする。なお取付工賃や消費税は導入価格には含まない。

※IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器の場合のみ、導入事業所のGマークコード番号を記入してください。

※後方＝後方視野支援確認装置、側方＝側方視野確認支援装置、インター＝呼気吹き込み式アルコールインターロック、IT＝IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

住所
名称又は事業所名
代表者名
電話番号
担当者名

⑩

誓 約 書

弊社は、下記機器の導入に対して国の補助金交付申請を行わない(行っていない)ことを、ここにお誓いいたします。

記

1. 機 器 名 :

2. 導入台数 : _____ 台

3. 装着車両 (登録番号を記載する。)

①		④		⑦		⑩	
②		⑤		⑧			
③		⑥		⑨			

※①インター、②IT、③トルク・レンチについては記入不要。

4. 導入年月：令和 年 月

令和5年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

令和5年4月1日現在
(50音順)

◆後方視野確認支援装置

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
アールアンドピー	ルームミラー取付タイプ カラーバックカメラセット	BE-RV200-RA	セット	
		BE-RV200-RB	セット	
		BE-RV141-RA	セット	
		BE-RV141-RB	セット	
	バック&サイドカメラシステム	BE-RV141AO-RA/RB	セット	1カメラ搭載
		BE-RV141AW-RA/RB	セット	2カメラ搭載
		BE-RV141AT-RA/RB	セット	3カメラ搭載
		BE-RV141AQ-RA/RB	セット	4カメラ搭載
		BE-RV141AOTR-RA/RB	セット	1カメラ搭載
		BE-RV141AWTR-RA/RB	セット	2カメラ搭載
BE-RV141ATTR-RA/RB		セット	3カメラ搭載	
BE-RV141AQTR-RA/RB	セット	4カメラ搭載		
アグレクション	SAKIGAKEバックカメラ	PNX-F715K-T	セット	R3.9月型番変更 旧型番:PNX-F715-T
アルファ・デポ	バックモニターシステム	AP-4300/S	セット	
		HIT-711	セット	
		HIT-712	セット	
		HIT-714	セット	
市光工業	セイフティビジョン	ST-9** ST-9****	モニター単体	R4.10型式変更 搭載車両により、「ST-9**」、「ST-9****」、「ST-9****」
		ST-9**FS ST-9****	モニター単体	
		ST-9A0FL ST-9****	モニター単体	
		ST-9B0PR ST-9****	モニター単体	
		ST-990GG ST-9****	モニター単体	R4.10型式変更 搭載車両により、「ST-5**」、「ST-5****」、「ST-5****」
		ST-5** ST-5****	モニター単体	
		ST-5**FS ST-5****	モニター単体	
		ST-5A0FL ST-5****	モニター単体	
		ST-5B0PR ST-5****	モニター単体	
		ST-590GG ST-5****	モニター単体	
		STR-1**	モニター単体	
		STR-1**FS	モニター単体	
		STR-1B0PR	モニター単体	
		STR-190GG	モニター単体	
	カラー液晶モニター 据置型	ST-900D	モニター単体	
		ST-500D	モニター単体	
	ドライブレコーダー一体型 7型液晶モニター 据置型	STR-100D	モニター単体	
		STR-2**T	モニター単体	
		STR-2B0PRT	モニター単体	
		STR-290GGT	モニター単体	
		STR-2A0FST	モニター単体	
		STR-200DT	モニター単体	
	ドライブレコーダー一体型 7型液晶モニター 据置型	STR-2**N	モニター単体	
		STR-2B0PRN	モニター単体	
		STR-290GGN	モニター単体	
		STR-2A0FSN	モニター単体	
		STR-200DN	モニター単体	
	8型HDカラーモニター	HT-1****	モニター単体	搭載車両により「HT-1**」 「HT-1****」「HT-1****」。 例)HT-1A0、HT-1A0FS 等。
	後方用カメラ	XC-400A	カメラ単体	
		XC-420A	カメラ単体	
KC-450A		カメラ単体		
HC-450A		カメラ単体		

(注)型式の *印 には、任意の英数字が入ります。